株式会社椿本チエイン定款

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社椿本チエインと称し、英文ではTSUBAKIMOTO CHAIN　CO. と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１　各種動力伝動装置および同付属品の製造販売。

２　各種輸送機械器具、同付属品の製造販売ならびに輸送機械装置の設計および設置工事の請負。

３　各種電気電子機器、同付属品の製造販売ならびに電気機器装置の設計および設置工事の請負。

４　建築工事の設計、施工、監理の請負。

５　農産物の生産、加工および販売ならびにこれらの事業についてのコンサルティング。

６　前各号関連商品の輸入販売。

７　前各号の付帯事業ならびに出資。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市におく。

（機　　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

１　取締役会

２　監査役

３　監査役会

４　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、17,940万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

２　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人をおく。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株　主　総　会

（株主総会の招集）

第13条　当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から３ヵ月以内にこれを招集する。

②　前項のほか、必要がある場合には臨時株主総会を招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（株主総会の議長）

第15条　株主総会は取締役社長が招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（株主総会の決議方法）

第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の定員）

第19条　当会社の取締役は、15名以内とする。

（取締役の選任方法）

第20条　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　代表取締役は各自当会社を代表する。

③　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名を定めることができる。

（取締役の報酬等）

第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集および議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。

②　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（執行役員および相談役）

第26条　当会社は、取締役会の決議により執行役員および相談役を定めることができる。

（社外取締役との責任限定契約）

第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役の定員）

第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任方法）

第29条　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役の報酬等）

第32条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会の招集通知）

第33条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（社外監査役との責任限定契約）

第34条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計　　算

（事業年度）

第35条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第36条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第37条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第38条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

制　　定

1941年１月28日

改　　定

1942年12月10日
1943年８月18日
1943年11月16日
1944年３月11日
1944年６月13日
1945年11月29日
1948年６月10日
1949年５月20日
1951年５月30日
1951年９月３日
1952年11月28日
1954年11月29日
1956年11月29日
1960年５月30日
1960年11月29日
1962年５月30日
1964年５月30日
1969年11月28日
1970年４月１日
1971年11月30日
1975年５月30日
1982年６月25日
1989年６月29日
1991年６月27日
1994年６月29日
1998年６月26日
1999年６月29日
2002年６月27日
2003年６月27日
2004年６月29日
2006年６月29日
2009年６月26日
2013年６月27日
2018年10月１日
2019年６月27日
2022年６月29日
2023年３月２日
2024年６月27日
2024年10月１日